

個票データ等の貸与等利用規約

令和5年6月13日
総合教育政策局長決定

(総則)

- 第1条 本規約は、全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出に対する文部科学省総合教育政策局(以下「総合教育政策局」という。)からの承諾通知を受けた申出者及び利用者と総合教育政策局の契約(個票データ等の貸与に関する契約。以下「本契約」という。)の内容を定めるものである。
- 2 本規約において使用する用語は、全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に係るガイドライン(令和2年4月3日決定)(以下「ガイドライン」という。)において使用する用語の例による。
 - 3 本契約は、総合教育政策局に承諾された申出について、研究等を目的とする場合は利用者全員が、高等教育振興を目的とする場合は申出者が、誓約書を総合教育政策局に提出したときに成立する。
 - 4 個票データ等を貸与するために必要な一切の手段については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第54条第2項、ガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に特別の定めがある場合を除き、総合教育政策局がその責任において定める。
 - 5 利用者及び総合教育政策局は、本規約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。なお、本規約に定めのない事項についてはガイドラインに基づくものとし、本契約の成立後、ガイドラインが改正された場合は、貸与した個票データ等の取扱いについては、ガイドラインの施行後も、なお従前の例による。
 - 6 本規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 7 本契約の履行に関して利用者及び総合教育政策局で用いる言語は、日本語とする。本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(個票データ等の貸与及び利用)

- 第2条 総合教育政策局は、本契約の成立後、本規約及びガイドラインに基づき、申出者に対し、申出書に記載された個票データ等を貸与する。
- 2 総合教育政策局は、やむを得ない事情により、前項に基づく個票データ等の貸与時期が遅延する場合には、申出者に対し、遅滞なく連絡するものとする。なお、申出者は、個票データ等の貸与が遅延した場合、申出書に記載された個票データ等の利用期間の延長を求めることができ、この場合の延長日数は、総合教育政策局と協議の上決定される。
 - 3 申出書に従い、総合教育政策局が貸与する個票データ等は、その情報の選択及び体系的な

構成を総合教育政策局が自ら決定するものであり、当該個票データ等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、総合教育政策局が保有し、行使するものとする。

- 4 申出者に貸与された個票データ等は、申出書に記載された利用者の範囲に限り、本契約に従い、利用することができるものとする。
- 5 利用者は、ガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、総合教育政策局が利用の停止を含め、貸与した個票データ等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(保管・管理)

第3条 利用者は、貸与を受けた個票データ等を総合教育政策局に返却するまで、ガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に記載された保管・管理方法又は総合教育政策局により指示を受けた保管・管理方法に基づき適正に保管・管理するものとする。

2 利用者は、1回に限り、貸与を受けた個票データ等の1ファイルを別の記憶装置に複写・保存することができ、当該装置の複製・保存されたファイルを消去しない限り、別の記憶装置への複写・保存はできない。なお、個票データ等が別の記憶装置に複写・保存された場合には、当該複写・保存されたファイルも、本契約において貸与を受けた個票データ等として扱われるものとする。

3 前2項の規定は個票データ等を用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

第4条 利用者(第一号においては、利用者であった者を含む。)は、個票データ等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 個票データ等を利用する際は申出書に記載した範囲内での利用に限定し、申出書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと
- 二 いかなる場合も、貸与された個票データ等を用いて特定の個人、学校又は設置管理者を識別する分析を行わないこと
- 三 貸与された個票データを用いた研究等の成果の公表において、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を明らかにしないこと
- 四 個票データ等の貸与に関する承諾通知書において、総合教育政策局が個票データ等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること
- 五 個票データ等の貸与は、本契約の有効期間中であるにもかかわらず、総合教育政策局の判断として運用を停止し、貸与した個票データ等の利用の停止及び返還を求めることがあり得ること

(外部委託)

第5条 申出者は、個票データ等を用いた研究等のうち、外部委託が当該研究等の実施に合理的であるとガイドライン第6に定める有識者会議における審査において認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、ガイドライン及び本規約に定める事項を遵守することを求める等の適切な措置を講じること。

なお、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

- 2 前項の外部委託を行う場合においては、受託者が利用者として、誓約書を総合教育政策局に提出することを条件とし、委託者は当該受託者を充分監督し、作業終了後は速やかに個票データ等及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。
- 3 第1項の外部委託を行う場合においては、ガイドライン第6の2(4)に基づき、受託者も個票データ等の利用場所及び適正管理措置に関する事項をすべて満たさなければならないものとする。
(欠陥、障害等)

第6条 利用者は、個票データ等の記録媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに総合教育政策局に申し出るものとする。

- 2 前項において、申出者はデータの受取後14日以内に、総合教育政策局に対して記録媒体の交換を要求できるものとする。その際、申出者は、総合教育政策局に当該データを窓口での直接の受渡し又は書留による郵送により返却し、総合教育政策局は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 前項の障害が総合教育政策局の帰責事由による場合、申出者からの返却に係る郵送費用及び総合教育政策局からの再送付の費用は総合教育政策局が負担するものとする。ただし、その障害が申出者による媒体の取扱い時に生じた傷など、申出者の帰責事由による場合、当該費用は申出者が負担するものとする。

(申出書記載事項の変更)

第7条 申出者は、次の各号に係る申出書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届書を総合教育政策局に提出するものとする。

- 一 利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- 二 利用者の姓に変更が生じた場合
- 三 利用者を除外する場合
- 四 成果の公表形式を変更する場合(公表する学会誌の変更等)
- 五 利用期間の延長を希望する時点において、公表に係る手続が進行中の場合
- 六 文部科学省の指摘に基づき利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- 七 利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

- 2 前項及び次条第2項ただし書以外の場合は、申出者は、原則として改めて申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができるものとする。
- 3 前項の申出書記載事項の変更を行った場合において、利用者は、当該変更について総合教育政策局から承諾の通知がない限り、当該変更に基づく個票データ等の利用をしてはならない。
- 4 第2項の記載事項変更依頼申出書の提出を行った場合において、利用者は総合教育政策局

より不承諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、総合教育政策局から通知された個票データ等の貸与に関する承諾通知書に記載された貸与期間においてのみ個票データ等を利用できるものとする。なお、この場合の利用期間の起算日は、個票データ等の媒体を直接受渡す場合は受領書に記載の日、書留による送付を行う場合は送付書に記載の日とする。

- 2 利用期間の延長を希望する申出者は、ガイドライン第9の3(1)に基づき、原則として、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を総合教育政策局に提出するものとする。利用期間の延長については、延長理由等ガイドライン第9の3(2)の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。

ただし、利用期間の延長を希望する時点において、成果の公表に係る手続が進行中の場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちに総合教育政策局に届け出ることにより代えることができるものとする。

- 3 利用期間を超過した場合(申出者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む。)、総合教育政策局は申出者に対し速やかに当該個票データ等の返却を求めるものとする。

(実地監査等)

第9条 総合教育政策局は、自ら又は適切な第三者を指定して、個票データ等の利用状況及び保管・管理状況について全利用者(外部委託する場合は委託先も含む。以下本条において同じ。)に対して実地監査を行うことができ、全利用者の業務時間内において全利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、総合教育政策局は、必要に応じてその職員又は指定した第三者を全利用者の利用場所及び保管場所に派遣し、利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、全利用者は、これに応じるものとする。
- 3 総合教育政策局が申出者に個票データ等の利用状況及び保管・管理状況の報告を求めた場合には、申出者は1週間以内に個票データ等の保管・管理状況に関する報告書を提出するものとする。
- 4 第1項の監査を行う場合、総合教育政策局は監査を行う旨を必要に応じて事前に申出者に通知するものとする。

(個票データ等の紛失・漏えい等)

第10条 申出者は、個票データ等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに総合教育政策局へその内容及び原因を報告し、総合教育政策局の指示に従うものとする。

- 2 前項における紛失の原因が災害、事故その他の申出者の合理的支配を超えた事由である場合

において、申出者が再度貸与を希望する場合は、総合教育政策局と協議の上、必要な手続等を行うものとする。

(利用者の保証等)

第11条 利用者は、申出書、個票データ等の保管・管理状況に関する報告書、その他個票データ等の貸与に当たって総合教育政策局に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証するものとする。

2 利用者は、前項記載の総合教育政策局に対して提出した書類、その他総合教育政策局に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証するものとする。

3 利用者は、本契約に定める手続を経ることなく、申出書に記載された事項を変更しないことを約するものとする。

(貸与した個票データ等の処理)

第12条 申出者は、個票データ等の利用を終了した場合(当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。)には、ガイドライン第10に基づき、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した個票データ等及び中間生成物を消去しなければならない。その上で、申出者は、データ措置報告書を添えて、貸与を受けた媒体を総合教育政策局に返却しなければならない。

2 申出者は、個票データ等を利用した研究等又は高等教育振興の終了後(申出書に記載した成果の公表を行う場合には成果の公表が全て終了した後)、90日以内に利用実績報告書により総合教育政策局へ利用実績を報告するものとする。

3 利用期間終了前に総合教育政策局が個票データ等の返却を請求したとき(利用者による本契約の違反又は総合教育政策局の判断による個票データ等の貸与の停止の場合を含む。)は、前2項に定める返却の手続に従わなければならない。

4 利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育振興の計画の中止その他の真にやむを得ない事情により、当該研究等又は高等教育振興の目的の達成が困難となった場合は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告するとともに、データ措置報告書を添えて、個票データ等を返却しなければならない。

(成果の公表)

第13条 申出者は、個票データ等を利用して行った研究等又は高等教育振興の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、総合教育政策局の確認を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第11の1に規定する、総合教育政策局への報告の時期は、公表前であって、かつ、内容の変更が可能な時期であることとする。

2 前項の公表にあたっては、ガイドライン第11に規定する公表形式の基準や留意点等によらなければならない。

3 当該公表に際して、利用者は、個票データ等の貸与による成果物である旨を、公表物に明記するものとする。

- 4 当該公表に際して、利用者は、個票データ等を基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、総合教育政策局が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
- 5 第1項において、申出書に記載した公表時期に公表できない場合は、記載事項変更依頼申出書の提出及びその時点における成果を総合教育政策局に報告の上、総合教育政策局が必要と認めた場合、公表時期を変更できるものとする。

(解除)

第14条 総合教育政策局は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、申出者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 申出者が本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、総合教育政策局が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、総合教育政策局において是正が不可能と判断したとき
- 二 利用者において、個票データ等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると総合教育政策局が判断したとき
- 三 申出書に記載された研究等又は高等教振興の目的が達成できる見込みがないと総合教育政策局が判断したとき
- 四 申出者が総合教育政策局に対し、申出書記載事項の変更の申出を行い、総合教育政策局において、審査の結果、これを不承認としたとき
- 五 利用者による本契約の重大な違反その他の不適正な利用状況により、利用者が個票データ等の利用を行うことが不適切であると総合教育政策局が判断したとき

(契約に違反した場合の措置)

第15条 総合教育政策局は、利用者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、ガイドライン第13及び別表の措置をとることができる。また、利用者は、本契約の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意するものとする。

- 2 利用者又はこれらと関係する者が本契約に違反して個票データ等の利用を行うことにより利益を得た場合には、当該利用者又はこれらと関係する者は総合教育政策局の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、総合教育政策局の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付しなければならない。
- 3 利用者が前項の違約金を総合教育政策局の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 4 前3項において、申出者以外の利用者が違反した場合であっても、申出者において利用者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取扱うものとする。

(文部科学省の免責等)

第16条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、個票データ等の抽出方法による技術的

な問題、貸与に要する事務量その他の事前に予測できない事由がある場合には申出に係る個票データ等の貸与が遅れ、又はこれを貸与せず、一旦貸与した場合であっても、その返却を求めなければならない場合があることを予め承し、これらにつき、総合教育政策局は利用者に対し何ら責任を負わない。

- 2 利用者は、個票データ等が全国学力・学習状況調査の調査目的を達成するため調査結果を活用することを目的として作成されているものであり、必ずしも研究等又は高等教育振興のための利用を考慮に入れたものでないことを了解した上で、全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出又は利用を行うものとする。
- 3 総合教育政策局は、個票データ等の蓄積保管に最善の義務を尽くすが、その性質上、内容につき、何らの保証がないものであることを利用者は了承し、利用者が個票データ等を利用したことにより、利用者が何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、総合教育政策局は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が個票データ等を用いて作成した資料その他の研究等又は高等教育振興の成果に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、総合教育政策局は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者のガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に違反した個票データ等の利用により権利を侵害された第三者から総合教育政策局に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、総合教育政策局は当該賠償額相当について当該利用者へ求償することができるものとする。

(契約終了後の措置)

第17条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

第18条 利用者及び総合教育政策局は、ガイドライン、本契約、本規約、誓約書、申出書に定めのない事項、各条項等の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	措置内容
① 返却期限(利用期間の最終日)までに個票データ等の返却を行わない場合	<p>イ 個票データ等の速やかな返却、複写データや中間生成物等の消去を行わせ、以後の利用を中止する。</p> <p>ロ 返却を行う日までの間及び返却を行った日から返却を遅延した期間に相当する日数の間、個票データ等の貸与を禁止する。</p> <p>ハ 必要な場合には利用者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
② 個票データ等を申出書の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用することなどにより、セキュリティ上の危険に曝した場合	<p>イ 個票データ等の速やかな返却、複写データや中間生成物等の消去を行わせ、以後の利用を中止する。</p> <p>ロ 行為の態様によって、当該認定をした日から、総合教育政策局が定めるまでの間、個票データ等の貸与を禁止する。</p> <p>ハ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>ニ 必要な場合には利用者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
③ 個票データ等を紛失・漏えいした場合	<p>イ 個票データ等の速やかな返却、複写データや中間生成物等の消去を行わせ、以後の利用を中止する。</p> <p>ロ 引き続き保管している個票データ等がある場合には、当該データ等の速やかな返却を求める。</p> <p>ハ 行為の態様によって、当該認定をした日から、総合教育政策局が定めるまでの間、個票データ等の貸与を禁止する。</p> <p>ニ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>ホ 必要な場合、利用者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
④ 事前に承諾された利用目的以外の利用を行った場合又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った場合	<p>イ 個票データ等の速やかな返却、複写データや中間生成物等の消去を行わせ、以後の利用を中止する。</p> <p>ロ 貸与した個票データ等の速やかな返却を</p>

	<p>求める。</p> <p>ハ 行為の態様によって、当該認定をした日から、総合教育政策局が定めるまでの間、個票データ等の貸与を禁止する。</p> <p>ニ 利用者による成果物の公表を禁止する。</p> <p>ホ 必要な場合、利用者の氏名及び所属機関名を公表する。</p>
<p>⑤その他、本規約に違反した場合又は法令違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合</p>	<p>イ 個票データ等の速やかな返却、複写データや中間生成物等の消去を行わせ、以後の利用を中止する。</p> <p>ロ 行為の態様によって上記①から④に準じた措置を講じる。</p>